### 【様式⑤】

## 移 換 申 出 書 (脱退一時金相当額移換用)

	御□	-
(企業年金名)	(在川)	
	P (13)	-

確定給付企業年金法第81条の2第1項または改正前確定給付企業年金法第115条の3第1項(※)の規定により、確定給付企業年金または存続厚生年金基金から下記の確定給付企業年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ます。

なお、確定給付企業年金または存続厚生年金基金から脱退一時金相当額を移換するための事務処理のみに用いる ものであることを前提に、記載された情報を利用すること、及び本申出書を移換先の確定給付企業年金基金に 提供することについて同意します。

※公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)によりなおその効力を有するものとされています。

#### 本人記入欄

OED	届 出 区 分 確定給付企業年金から脱退一時金相当額を移換する						< 記入上の注意 > ・太線内の項目は、必ず記入してください。										
	存続厚生年金基金から脱退一時金相当額を移換する						・届出区分は、該当する区分のいずれかにOをつけてください。										
	基	礎	年	金	番	号			E	1	名			生 年	月 [	3	性別
							フリカ゛ナ						5:昭和 7:平成	年	月		1:男2:女
								住			所						
フリカ゛							 										
₹			-								連絡先電話番	号(	-	-	_		)
				都	道				市	$\boxtimes$							
				廚	県		郡		町	村							

移換先	基金		基金番号	名 称	担当部署及び担当者					
			関基第008943号	ベネフィット・ワン企	佐野					
			住	連絡先電話番号	FAX番号					
		〒 1	00-0004 東京都千代田区大手町二丁目	03-6870-3873	03-6870-3871					
			名 称							
	総幹事 受託機関		明治安田生命保険相互会	往						

### 移換申出にあたっての留意事項

- ・この申出書は、移換元の確定給付企業年金の事業主、基金または存続厚生年金基金に提出してください。
- ・この申出書は、企業年金基金への脱退一時金相当額の移換について、移換元の確定給付企業年金の事業主、基金または存続厚生年金基金の証明書も兼ねていますので、右の「移換可否決定通知書」の部分は切り取らないでください。
- ・確定給付企業年金または存続厚生年金基金からの脱退一時金相当額の移換は、原則、以下の全ての条件を満たす場合に 行うことができます。
  - ①当基金の加入者の資格を有していること。
  - ②移換元企業年金制度の加入者の資格喪失後、1年以内であること。
- ③移換元企業年金制度において、他の確定給付企業年金制度への移換についての定めがあること。
- 複数の確定給付企業年金、存続厚生年金基金から脱退一時金相当額を移換する場合は、それぞれについてこの申出書を 提出してください。

移換申出者(加入者) ⇒ 確定給付企業年金(事業主、基金)、存続厚生年金基金

※※※ 以下の項目は確定給付企業年金の事業主、基金または存続厚生年金基金が記入する欄です ※※※

# 移換可否決定通知書

【資	各確		場合は「ベネフィット・ワク企業中重要金」、。 可」のいずれかに「 レ 」			
	]	移換可 資格確認の結果、「移換可能」と認めら 移換不可 (「移換不可」の場合は、 資格確認の結果、下記の理由により「移	本申出書を移換申出者に返送して			
	基金・実	基 金·規 約 番 号 □厚生年金基金 □確定給付企業年金	名 称		担当部署及び担当者	
移換元	美施事業所	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所	連絡先電話	番号 FAX番号	
	申出者情報	加入者番号	資格喪失年月日 年 月 日 7.平成	総幹事 受託機関	名 称	
	移換金情報	脱退一時金相当額 算定期 円	月間 本人拠出相当額 月	( <b>)</b>	受付年月日 7:平成	
移換決定証明	者	移換可否を決定した者(事業主、理事長など)		即)	移換元制度受付印	

◎ 移換が可能であることが認められましたら、この書類を以下の宛先に送付してください。

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 日本ビルヂング9階 ベネフィット・ワン企業年金基金 宛

ベネフィット・ワン企業年金基金受付印